



知的財産権に関連する独占禁止法のガイドラインと
知的財産を対象とした優越的地位の濫用行為等
に関する実態調査結果について

令和元年11月25日

公正取引委員会事務総局

1. 独占禁止法と知財政策の関係

- 独占禁止法第21条においては、同法の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為に適用しない旨規定
- 他方で、そもそも権利の行使とみなされない行為や、権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、様態、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るといふ、知財制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、同法第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用
- また、知的財産権を持っていない者が知的財産権を有する者に対して当該権利に関連し優越的地位の濫用行為などの不公正な取引方法を行えば、独占禁止法上問題となる

2. 独占禁止法に関するガイドラインにおける知財関係の取扱い

■ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月，平成29年6月改定）

- 独占禁止法上の優越的地位の濫用（自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、独占禁止法第2条第9項第5号イからハまでのいずれかに該当する行為を行うこと）について、それぞれの要件の考え方や、濫用行為の類型について、業種横断的な一般的な考え方を示すもの

独占禁止法第2条第9項第5号イ

- ① 購入・利用強制

独占禁止法第2条第9項第5号ロ

- ② 協賛金等の負担の要請
- ③ 従業員等の派遣の要請
- ④ その他経済上の利益の提供の要請

独占禁止法第2条第9項第5号ハ

- ⑤ 受領拒否
- ⑥ 返品
- ⑦ 支払遅延
- ⑧ 減額
- ⑨ 取引の対価の一方的決定
- ⑩ やり直しの要請
- ⑪ その他

- 例えば、優越的な地位にある事業者が、正当な理由がないのに、継続して取引する相手方に対して、発注内容に含まれていない、・・・特許権等の知的財産権・・・その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合が該当

(その他の共同研究開発に関するガイドライン)

■ 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成5年4月，平成29年6月改定）

- 複数の事業者による共同研究開発が市場における事業者間の競争を阻害することのないよう，研究開発の共同化及びその実施に伴う取決めについての独占禁止法の考え方を記載
- 具体的には，研究開発の共同化について，競争関係にある事業者間によって行われる場合には技術市場又は製品市場における競争に影響を及ぼすとして，参加者の市場シェアや研究開発の対象範囲・期間等を考慮して独占禁止法上問題となる場合の考え方を説明するとともに，共同研究開発の実施に伴う取決めについて，同種の技術の導入や他のテーマの研究開発を制限すること，当該研究開発の成果である技術を利用した製品の価格，数量，販売等について制限することなどが独占禁止法上問題となり得ることを説明

■ 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月，平成28年1月改定）

- 知的財産権の利用に係る行為が市場における事業者間の競争を阻害することのないよう，知的財産権の権利者がその利用を許諾（ライセンス）する際に制限を課す行為についての独占禁止法の考え方を記載
- 具体的には，権利者が特許等の技術をライセンスする場合において，当該技術の利用に関する制限や当該技術を用いた製品の製造又は販売に関する制限を課すとき，そのような行為を類型化した上で，どのような場合に当該技術市場又は製品市場における事業者間の競争を制限し，独占禁止法上問題となるかの考え方を説明

■ 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の指針（平成17年6月，平成19年9月改定）

- 標準化活動及びそれに伴うパテントプールの形成等が市場における事業者間の競争を阻害することのないよう，標準化活動自体に係る取決め及びパテントプールの形成・運用における制限行為についての独占禁止法の考え方を記載
- 具体的には，標準化活動において競合規格を排除することや当該規格を採用する製品の販売価格等を取り決めることなどの問題点を指摘するほか，パテントプールの形成において参加者の自由な特許利用を制限することやパテントプールを通じたライセンスにおいて競合規格に係る研究開発を制限することなどが独占禁止法上問題となり得ることを説明

3. 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書のポイント (令和元年6月公表)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>

調査の経緯・趣旨 (報告書第1)

事業活動における知的財産保護の重要性が高まっているところ、有識者から「**優越的な地位にある事業者が製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている**」との指摘^(※)があったことを踏まえ実態調査を開始

調査の実施 (平成30年10月～) (報告書第2)

ノウハウ・知的財産権に関する事例収集を目的として

- ・製造業者**30,000社**に書面調査 (中小企業26,300社, 大企業3,700社)
- ・製造業者, 事業者団体, 有識者に合計**122件**のヒアリング調査

多様な事例報告 (報告書第2, 第5)

書面調査に対し,

15,875社から回答 (52.9%)

726件の個別事例報告 (641社)

※ただし, 報告された事例の大半で取引先の名称は記載されなかった。また, 報告された事例の中には, 「顧客リストを提出させられる」など, 製造業者の技術に関するもの以外の事例も含まれていた

※第210回独占禁止懇話会(平成30年6月19日開催)における会員発言など

調査結果 (報告書第5)

書面調査, ヒアリング調査の結果,

- ・**ノウハウの開示を強要**される
- ・**名ばかりの共同研究**を強いられる
- ・**特許出願に干渉**される
- ・**知的財産権の無償譲渡を強要**される等の**これまであまり知られてこなかった多数の事例が報告された**。

また, 大企業や, 中小企業の中でも**ベンチャー企業**からの報告も寄せられた

評価 (報告書第6の1)

製造業者が研究開発等の末に獲得した**ノウハウや知的財産権は**, 当該製造業者の**競争力の源泉**となるものであり, 優越的な地位にある取引先に秘匿しておきたいノウハウを意に反して開示させられたり, 苦労して取得した知的財産権を意に反して無償譲渡等させられたりするのでは, **我が国における企業の知的財産戦略自体が成り立たなくなるおそれ**

公正取引委員会の対応 (報告書第6の2)

調査結果を踏まえ, 公正取引委員会では, 以下の対応を行う

- ① **経済産業省・特許庁と連携し, 製造業全体に参考事例集** (報告書第5の6) を含めた**調査結果の周知**
- ② 引き続き優越的地位の濫用行為等の情報収集に努めるとともに, **違反行為には厳正に対処** (下請法違反行為については, **中小企業庁と連携して厳正に対処**)

参考事例集の内容 (報告書第5の6から一部を抜粋)

(注) ページ数は実態調査報告書のページ

01 片務的なNDA

事例2 (P25)

相手方の秘密は厳守する一方、自社の秘密は守られないという片務的なNDA契約を締結させられる

(業務用機械器具製造業)

02 ノウハウの開示強要

事例5 (P28)

営業秘密のレシピを「商品カルテ」に記載させられた挙げ句に模倣品を製造され、取引を停止される

(食料品製造業)

03 買ったたき

事例15 (P34)

金型設計図面等込みの発注になったにもかかわらず、対価は従来どおりに据え置かれる

(金属製品製造業)

04 技術指導等の強要

事例16 (P36)

競合他社の工員に対して自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられる

(生産用機械器具製造業)

※NDA Non-disclosure agreement (秘密保持契約)

05 名ばかりの共同研究

事例18 (P38)

ほとんど自社で研究するのに、成果は取引先だけに無償で帰属するという名ばかりの共同研究開発契約を押し付けられる

(ゴム製品製造業)

06 出願に干涉

事例19 (P40)

取引と関係のない自社だけで生み出した発明等を出願する場合でも、内容を事前報告させられ、修正指示に応じさせられる

(その他の製造業)

07 知財の無償譲渡等

事例23 (P43)

特許権の1/2を無償譲渡させられる (化学工業)

事例25 (P45)

一方的に無償ライセンスさせられる

(石油製品・石炭製品製造業)

全30事例を掲載



このほか、今回の調査では、製造業者から次のような声も寄せられました。



- 今回の調査テーマは、当社のような技術系ベンチャーにとって切実なものである (化学工業)
- 日本の下請取引では、チャレンジするのは中小企業、成果を受け取るのは大企業という文化が根強く残っている (家具・装備品製造業)
- 大手の取引先から契約書案を一方的に送りつけられ、「文句を言っているのは貴社だけ」などとそのままの文言での契約を強要される事が日常的に起きている (その他の製造業)

注： なお、優越的地位の濫用規制の観点から問題があると評価されるのは、これらの行為が「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」(独占禁止法第2条第9項第5号)行われて製造業者に不利益を与えた場合である。